

保険者による事前点検を可能とする仕組み

平成27年3月5日
厚生労働省保険局

規制改革に関する第2次答申（抜粋） H26.6.13 規制改革会議
規制改革実施計画（抜粋）H26.6.24 閣議決定

保険者がまず全ての診療報酬明細書の点検を可能とする仕組みの導入

レセプトの審査については、まず審査支払機関が行い、その審査したものについて保険者も請求内容の点検を行っている。

そのため、同じ診療報酬明細書について、審査支払機関が審査を行った後、保険者が同様の点検を行っており、効率的な運営となっていないとの指摘がある。

したがって、**現行法において、審査支払機関の審査の前に点検することを希望する保険者は、希望どおりに支払基金又は国保連が審査する前に請求内容の点検を行い、疑義がある診療報酬明細書のみを支払基金又は国保連に審査依頼を行うことが選択可能である。このことを前提として、審査支払業務の効率化を図るべきとの指摘を踏まえ、必要となるシステムの改修、保険者に周知すべき手続内容、審査手数料の在り方等について検討を行い、結論を得る。**

平成26年度検討・結論、結論を得次第措置

関係機関との打合せ状況

支払基金、国保中央会、厚生労働省保険局の検討

平成26年 6月26日（理事長レベル打合せ）

事前点検の仕組みについて、導入に要する費用その他の課題の整理

平成26年 8月 1日（担当者レベル打合せ）

平成26年 9月12日（ " ）

平成26年 9月30日（ " ）

平成27年度予算概算要求の説明

保険者による事前点検にかかる仕様の整理

平成26年10月31日（担当者レベル打合せ）

手数料の試算

平成26年11月25日（理事長レベル打合せ）

手数料の試算

課題の整理

今後のスケジュール

平成27年2月24日（理事長レベル打合せ）

課題の整理

今後のスケジュール

保険者団体への説明

平成26年10月16日（健康保険組合連合会：診療報酬対策委員会）

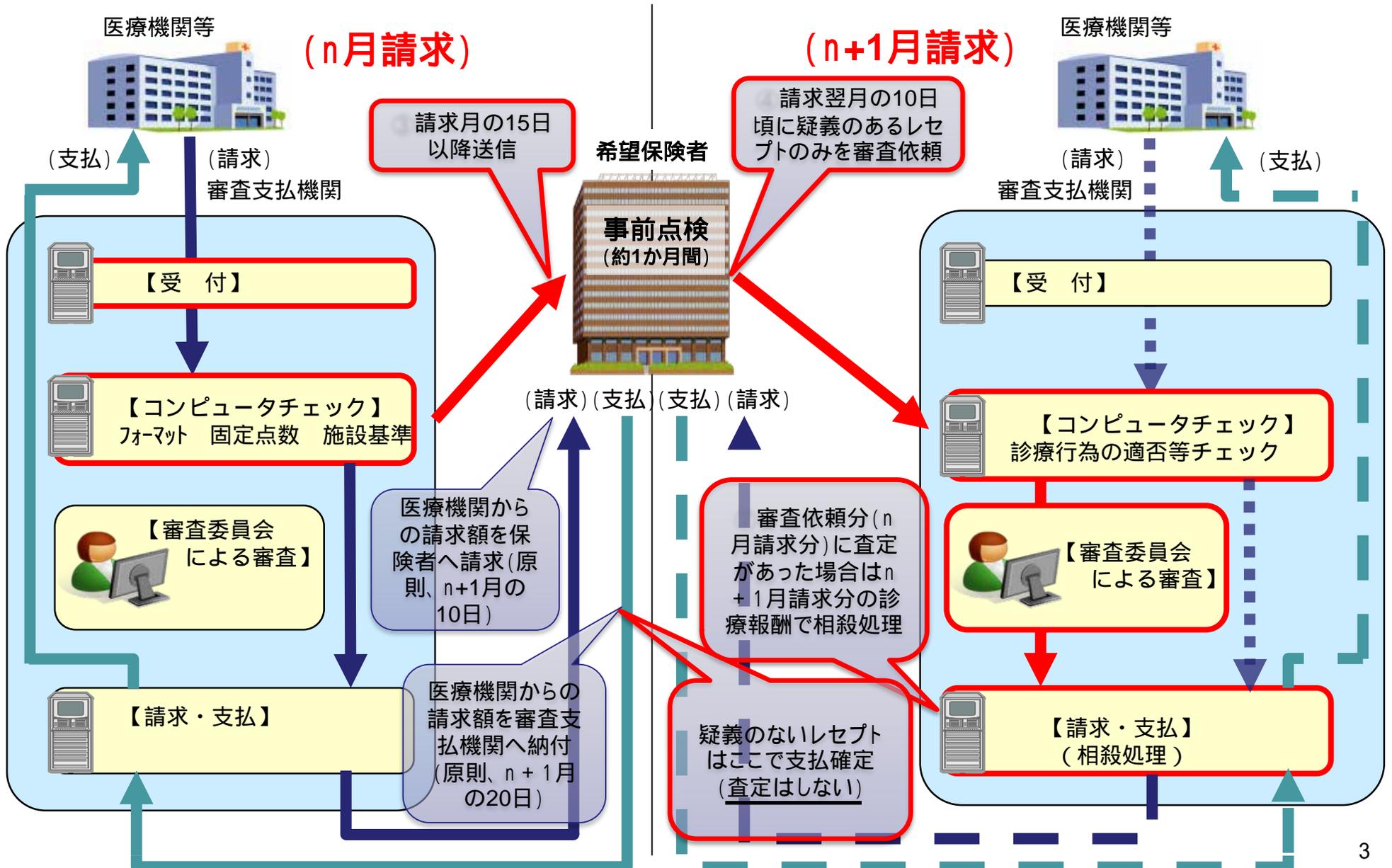
保険者による事前点検の仕組みの概要、保険者のメリット・デメリット、
課題、今後のスケジュール等について

平成26年12月18日（健康保険組合連合会：診療報酬対策委員会）

手数料試算、事務処理フロー、今後のスケジュール等について

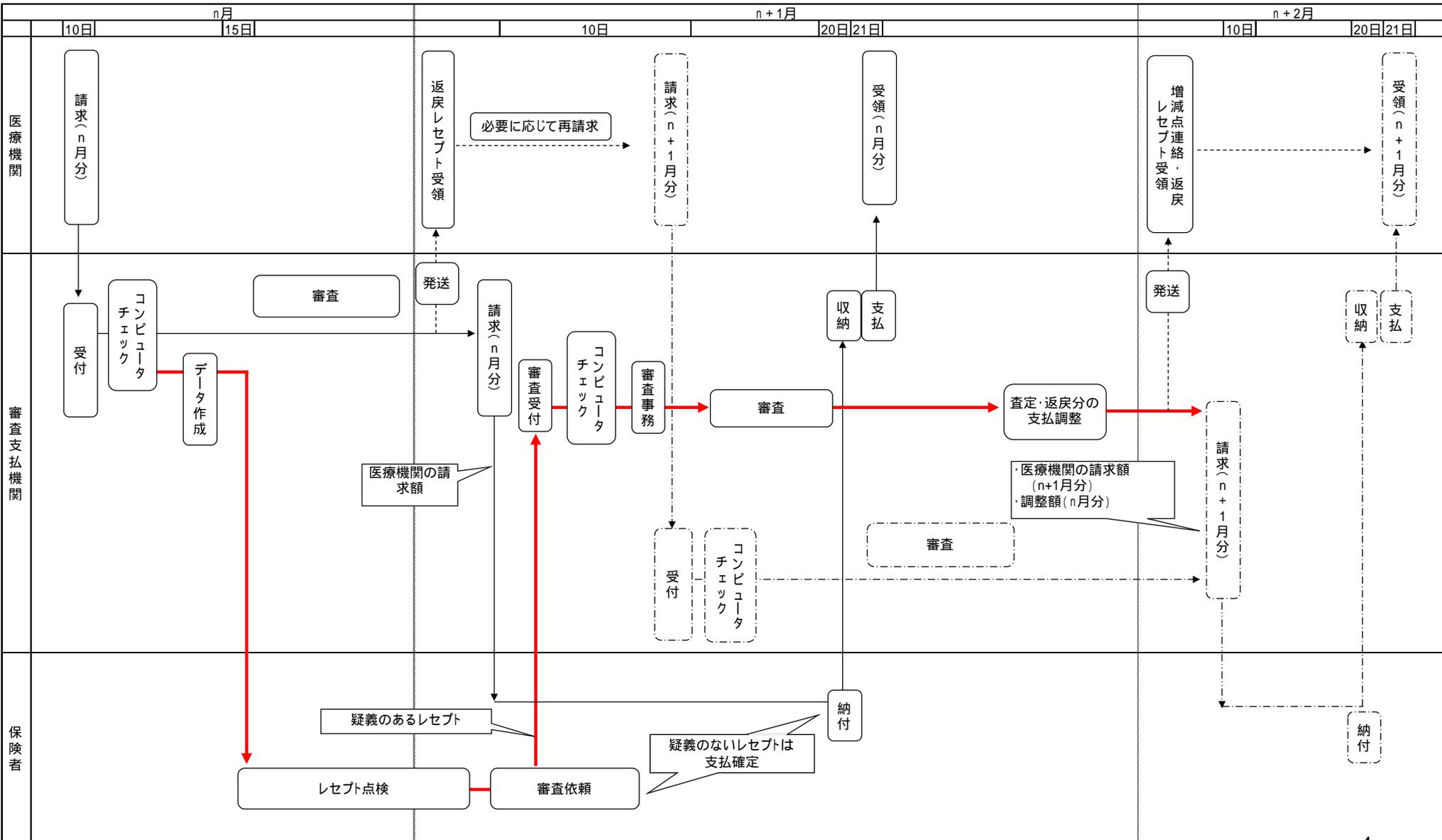
その他、全国総合健康保険組合協議会へも厚労省より説明を実施。（12月3日）

保険者による事前点検のイメージ図(案)

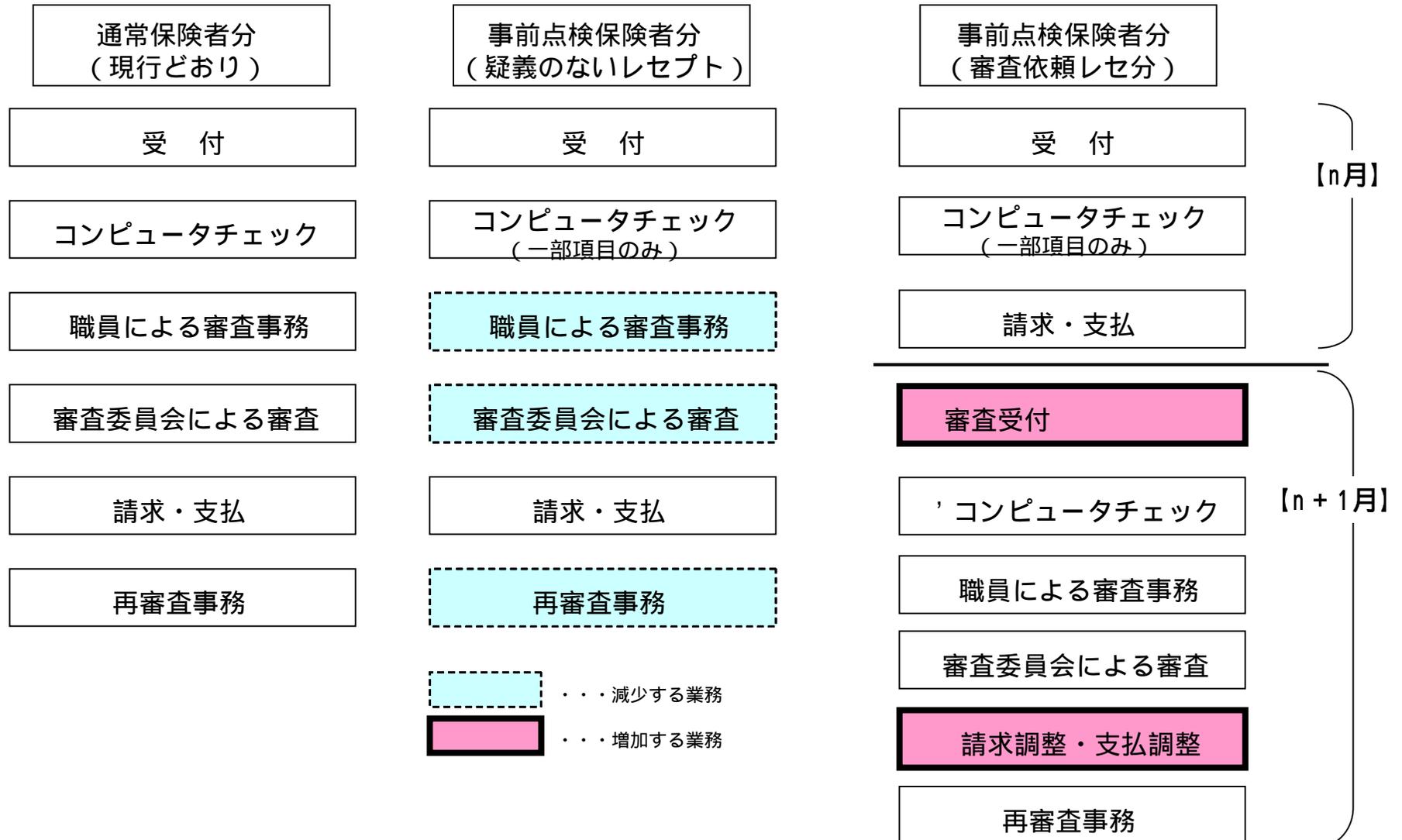


図についてはn月請求分のレセプトを中心に表したイメージ図であり、保険者への請求及び医療機関への支払は現行の処理日程による

保険者による事前点検の業務処理フロー(案)



通常保険者分と希望保険者分の審査支払機関における業務処理上の相違点(案)



 …… 減少する業務
 …… 増加する業務

保険者による事前点検の対象レセプト等(案)

1. 事前点検対象レセプト

医科・歯科・調剤の電子レセプト（公費併用レセプト除く）

2. 審査支払機関と当該保険者のレセプトの授受

オンライン請求（紙レセプト除く）

3. 審査依頼されたレセプトの審査範囲

申出に係る部分も含め全ての内容の審査

4. 点検期間超過レセプトの取り扱い

審査支払機関で行った審査分に対する再審査のみ受付（P）

審査支払機関において必要となるシステム開発(案)

開発概要

保険者の事前点検の有無によりレセプトを振り分け、対象レセプトの保険者への送信及び点検結果(疑義ありレセプト)の受信を可能とする。

レセプトの管理単位を事前点検の有無で区分し、それぞれ審査を可能とする。

対象保険者に事務費を請求するため、保険者の管理、事務費内訳帳票の新規作成等を可能とする。

システム開発経費(概算)

対象システム	経費
A レセプト電算処理システム	3.1億円
B 請求調整等に係るシステム 請求・支払計算 再審査等処理 保険者基本情報管理 診療報酬等請求準備・収納管理	1.3億円
合 計	4.4億円

月遅れの審査依頼と通常の再審査の依頼を区別するためのシステム開発については精査が必要。

消費税は8%で試算

保険者による事前点検の手数料(仮定試算)

健康保険組合全レセプト件数の10%相当が利用するなど一定の前提(次頁)を置いた仮定試算

1 基本手数料(疑義のないレセプトの手数料)

65円程度

2 追加手数料(疑義のあるレセプトに追加される手数料)

590円程度 (合計 655円程度)

【H26平均手数料80.60円】

この仕組みに参加する保険者は、上記手数料の他に、システム関連経費に係る費用負担が生じる。

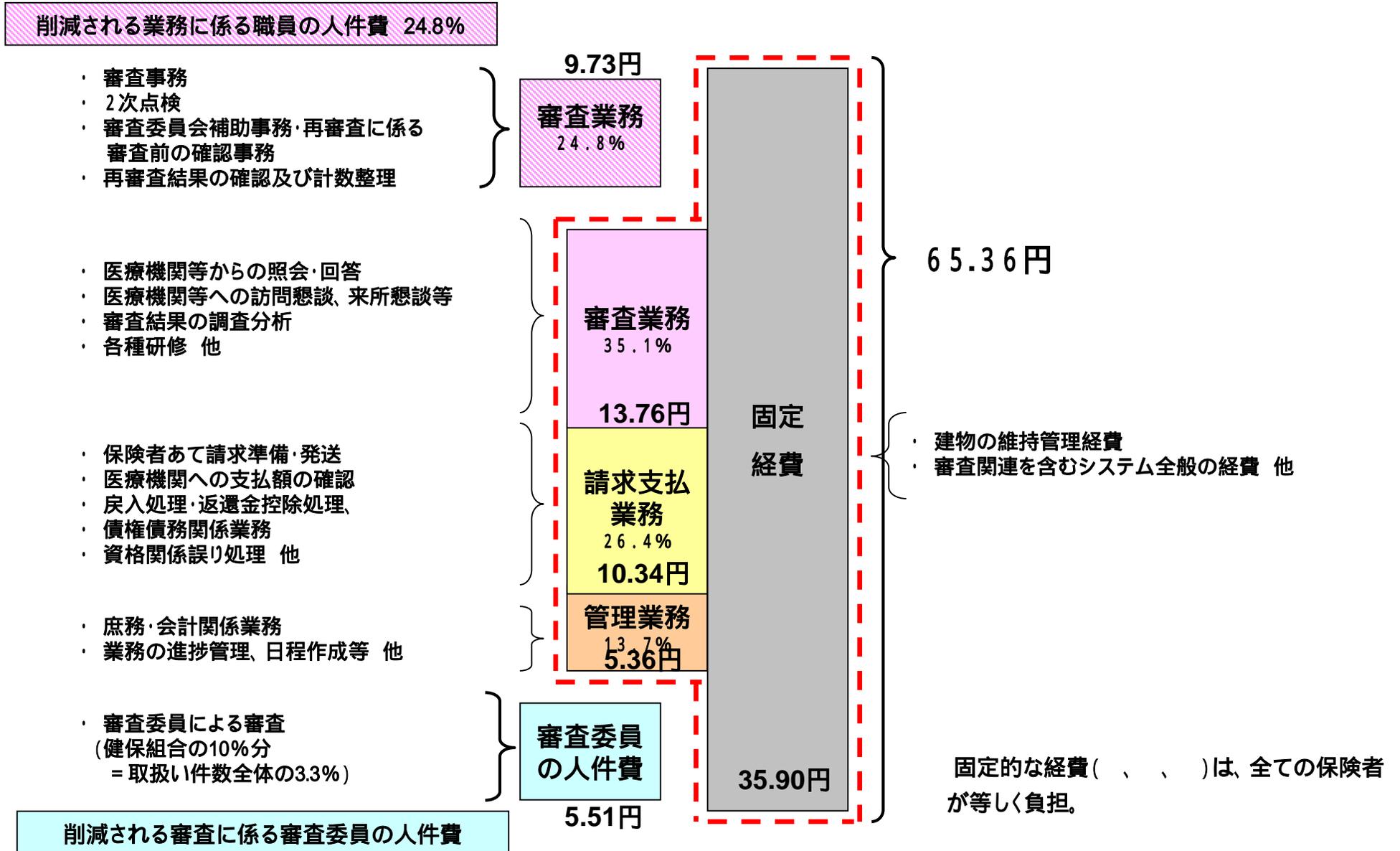
その額は、全レセプト件数(支払基金については、健康保険組合の全レセプト件数)の10%相当の件数が利用すると仮定すると、レセプト1件当たり約3円程度(初期開発経費約2円、運用経費約1円)となる見込み。(全額保険者負担の場合)

この仕組みに参加する保険者は、保険者側のシステム改修が必要な場合もあり得る。

保険者による事前点検の手数料仮定試算の前提及び試算方法

1. 健康保険組合の全レセプトのうち約10%がこの仕組みの対象となると仮定した。
2. 平成26年度予算及び審査支払手数料(80.60円)をベースとした。
3. 具体的な仕組みは検討中の案を前提とした。
4. 疑義のないレセプトに係る手数料は、直近の業務量調査に基づき、現行手数料から削減される業務(人件費)を減算して試算した。(別添)
疑義のあるレセプトに追加される手数料は、該当するデータがないため、工程が類似している保険者からの再審査請求に係る審査委員と職員の人件費をベースに試算した。(別添)
5. 必要となる開発経費については、検討中のシステム開発等に要する経費を試算した。運用経費については、運用経費の年間見込額及びシステム更新経費/7年を1.の見込件数で除して試算した。(別添)
6. この仮定試算は、以上の前提及び試算方法によるものであり、実際の手数料額(システム関連経費に係るものを含む)は、具体的な仕組みとともに、今後、参加保険者と審査支払機関との協議により決定されるものである。

1. 疑義のないレセプトの手数料(65円程度)



2 疑義のあるレセプトに追加される手数料(590円程度)

該当するデータがないため、工程が類似している保険者からの再審査請求に係る審査委員と職員の
人件費をベースに試算

審査委員の人件費	210円程度	} 590円程度
職員の人件費	380円程度	

3 システム改修関連経費

システム関連経費の内訳(概算)

開発経費	4.4億円
運用経費	0.16億円 / 年
システム更新経費	0.96億円 / 7年

参加保険者の負担額

- ・健康保険組合のレセプト件数の10%が本仕組みに参加する場合
レセプト1件当たり 3円程度
- ・健康保険組合のレセプト件数の1%が本仕組みに参加する場合
レセプト1件当たり 30円程度

考えられる保険者にとってのメリット・デメリット

メリット

- ・疑義のないレセプトの手数料の引下げ
ただし、疑義のあるレセプトについては引上げ
- ・保険者による直接審査と異なり、医師又は歯科医師等による公正な審査体制の確保、医療機関の個別の同意等の条件整備が不要

デメリット

- ・審査支払機関のシステム改修・維持に関する保険者負担
- ・審査支払機関による突合・縦覧点検、医療機関単位の傾向チェックから外れる
- ・保険者による事前点検が不十分な場合は医療費が増えるおそれ

主な課題

- (1) 保険者による事前点検(突合・縦覧点検含む)の質の担保
 - ・審査支払機関による突合・縦覧点検、医療機関単位の傾向チェックから外れる
 - ・事前点検をしない、又は不十分な場合には、医療費が増えるおそれ
 - ・この仕組みに参加する保険者に対する点検体制や点検状況の確認
(国の指導監査等による対応を検討)
- (2) 審査支払機関の組織体制の整備
 - ・希望する保険者の件数によっては、大幅な組織体制の変更の可能性
- (3) 審査の差異の発生
 - ・医療機関から見た場合、希望保険者と通常保険者との審査結果の差異が発生する可能性
- (4) 法的な整備
 - ・契約書等の整備

説明会

・平成27年1月19日、20日に保険者(健保組合)説明会を実施

アンケートの結果(概要)

回答組合数 : 197組合

〔説明会への出席組合数 : 226組合
保険者のほか、点検委託業者数社がオブザーバー参加。〕

参加意向

- ・参加する・参加を前向きに検討する [12組合](#)
- ・将来的に検討することも有り得るが、現時点では判断できない [112組合](#)
- ・現時点では参加するつもりはない [72組合](#)
- ・無回答 [1組合](#)

参加理由(参加意向: の回答組合のみ)

- ・現行よりも審査支払機関へ支払う手数料総額が安くなる可能性があるから [6組合](#)
- ・審査支払機関よりも質の高い点検が見込めるから [1組合](#)
- ・及び [3組合](#)
- ・その他 [2組合](#)

将来的に検討又は、現時点では不参加理由(参加意向:) 複数回答可

- ・現行の審査支払機関の審査実績に概ね満足している [31組合](#)
- ・保険者側のシステムが対応できない [38組合](#)
- ・医療機関単位の傾向審査、突合・縦覧点検等から除外される [94組合](#)
- ・審査支払機関が行う水準と同程度の点検体制が確保できない [77組合](#)
- ・保険者の点検結果では、新たな差異が生じる可能性がある [55組合](#)
- ・健保組合側のシステム改修経費が不明確であるため判断できない [88組合](#)
- ・示された手数料単価では費用対効果が判断できない [113組合](#)
- ・他の保険者の動向やこの仕組みの運用状況を材料に将来的に検討 [77組合](#)
- ・その他 [18組合](#)

その他の主な意見(自由記載)

- ・この追加手数料の水準では費用対効果が見込めない
- ・追加手数料より低い査定見込額のレセプトは審査依頼されないことが想定される
- ・保険者における点検期間が1か月では短いのではないか
- ・公費併用及び紙レセプトも実施しなければ保険者の事務処理が煩雑化する
- ・コンピュータチェックの内容を保険者が選択できないか
- ・参加しない組合が不利益を被らないようにすべき

保険者と審査支払機関において更に詰めるべき事項(案)

1. 具体的な仕組みの詳細

(1) 対象レセプトの範囲

公費及び紙レセプトの扱い

(2) 点検期間

医療機関への点検結果のフィードバックを考慮しつつ保険者が適切に点検を行うことが可能となる期間のあり方
点検期間超過レセプトの扱い

(3) 審査内容

審査依頼されたレセプトの審査の範囲

(4) 受付方法

オンライン以外のレセプトの受付

(5) コンピュータチェックの範囲

審査支払機関で行うコンピュータチェックの範囲

2. 手数料

基本手数料及び追加手数料の水準

審査申出インセンティブを削がないその他の手数料体系の可能性

3. 費用負担のあり方

保険者間の費用分担、途中参加保険者の費用負担のあり方

4. 保険者における事前点検の水準及び体制

(1) 求められる事前点検の水準

事前点検の質及び内容

(2) 参加に必要な体制

保険者の点検体制、委託業者の点検体制及びその内容

5. その他

(1) 保険者及び審査支払機関の契約方法

(2) 電子レセプトの仕様

保険者と審査支払機関が円滑にやりとり出来る電子レセプトの仕様

等

事前点検に関する検討グループの設置について

1. 趣旨

規制改革会議が提案する事前点検制度について、具体的な仕組み、手数料、費用負担、実務的な運用など健保組合の立場から検討を行うため設置する

2. 位置付け

健保連の診療報酬対策委員会の下に設置する

3. 構成員

健保組合、厚生労働省、支払基金、健保連

健保組合は、事前アンケートで参加を希望した組合と診療報酬対策委員会委員組合の中から選定する

4. 検討事項

(1) 具体的な仕組み

・対象レセプトの範囲、点検期間、審査内容、受付方法、電子レセプトの仕様 等

(2) 手数料

・基本手数料、追加手数料の設定 等

(3) 費用負担

・システム改修費用、開発経費、維持経費の負担のあり方 等

(4) 実務面での運用

・求められる事前点検の水準、参加に必要とされる体制の内容 等

(5) その他

・手続及び契約方法、健康保険法・健康保険組合事業運営基準との関係 等

5. スケジュール

3月に第1回目の会合を開催。その後、必要に応じて開催

周知すべき手続内容

- ・案の詳細を詰めた上で、それに基づいて整理

【参考】社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号) 抄

第十条 理事長は、理事の互選によつて、これを定める。

- 2 理事は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者、診療担当者を代表する者及び公益を代表する者から選任するものとし、その数は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者及び診療担当者を代表する者については、各々同数とする。
- 3 前項の選任は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者及び診療担当者を代表する者については、それぞれの所属団体の推薦によるものとする。
- 4 前二項の規定により理事を選任しようとするときは、一月を下らない期間を定め、その期間内に、保険者を代表する者、被保険者を代表する者及び診療担当者を代表する者につき、候補者を推薦することを、それぞれの所属団体に求めるものとする。
- 5 前三項の規定は、監事の選任について準用する。

第二十四条 基金は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 厚生労働大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

第二十六条 基金は、各保険者(第十五条第二項及び第三項の場合においては国、都道府県又は市町村)に、第十五条第一項から第三項までに規定する業務に関する事務の執行に要する費用を、その提出する診療報酬請求書の数を基準として負担させるものとする。

第二十八条 厚生労働大臣は、基金に対して、業務又は財産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員にその業務又は財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させるものとする。

- 2 前項の規定により、当該職員に検査を行わせる場合においては、厚生労働省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯させ、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示させなければならない。

第二十九条 厚生労働大臣は、基金の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。